令和５年 ４月

会 員 各 位

青　色　情　報

青報 0501
事　務　局
☎351-4159

◇税のカレンダー（２０２３年4月 ～ ２０２４年3月）

月	日	内　　容
4	２４ ２７	●令和４年度分　所得税及び復興特別所得税振替納付日 ●令和４年度分　消費税・地方消費税振替納付日
5	３１	●確定申告税額の延納届出による延納税額の納付期限
6	３０	●個人都道府県民税及び市町村民税の納付期限 ＊納期限･･･6 月、8 月、10 月及び 1 月(均等割のみを課する場合にあっては 6 月中)において市町村の条例で定める日。
7	１０	●源泉所得税の納付期限(納期特例適用者)　＊1 月から 6 月までの徴収分 ●労働保険の申告納付、分割納付の場合には 10 月(第 2 期分)、1 月(第 3 期分)になります。
	３１	●所得税第 1 期分予定納税期限 ＊前年の所得税が 15 万円を超えた場合、本年の所得税をあらかじめ 3 期に分けて納める制度。
8	３１	●消費税中間申告納付期限 ＊前年の消費税額が 48 万円を超え 400 万円以下の事業者 ＊口座振替日の方は９月２７日(水) ●個人事業税の納付(第 1 期分) ＊納期限･･･8 月中において各都道府県の条例で定める日
１１	３０	●所得税第 2 期分予定納税期限 ●個人事業税の納付(第 2 期分) ＊納期限･･･11 月中において各都道府県の条例で定める日
1	２０	●源泉所得税納付期限(年 2 回納付の特例適用者) ＊前年 7 月から 12 月までの徴収分を納付、但し、納期特例適用者でない者は、1 月 10 日までに納付。
	３１	●支払調書の提出期限 ●源泉徴収表交付期限(年末調整期限)　＊交付先･･･受給者及び税務署長 ●給与支払報告書の提出期限 ＊提出先･･･給与の支払を受けている者の住所所在地の各市町村長 ●固定資産税の償却資産に関する申告期限
2	１６	●所得税及び復興特別所得税確定申告受付開始
3	１５	●所得税及び復興特別所得税確定申告、贈与税、市町村民税、申告期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（青色申告の承認申請、専従者給与届出）
	３１	●個人事業者の消費税・地方消費税確定申告期限

◇確定申告の内容が間違っていた場合について

【税額を実際より多く申告していたとき】

納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求をすることができます。

更正の請求をする場合は、**「更正の請求書」**に、必要事項を記入して所轄税務署長に提出してください。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から５年以内です。

【税額を実際より少なく申告していたとき】

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、修正申告をして正しい税額に修正してください。

修正申告をする場合は、**「申告書Ｂ第一表」と「第五表（修正申告書・別表）」**（以下「修正申告書」といいます。）の用紙に、必要事項を記入して所轄税務署長に提出してください。修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。

なお、過少申告加算税がかかる場合があります（[注 1]参照）。

修正申告によって新たに納付することになった税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに納めてください。この納付する税額には、法定納期限の翌日から完納する日までの期間について**延滞税**がかかりますので、併せて納付してください（[注 2]参照）。

［注 1］　税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、その税額の 10%（場合によって 15%）の過少申告加算税又は 35%（場合によって 40%）の重加算税がかかります。

［注 2］　令和５年中の**延滞税**の割合は次のとおりです。

・ 納期限の翌日から２月を経過する日まで……年 2.4%

※ 納期限の翌日から２月を経過する日までの延滞税の割合は、年「7.3%」と「特例基準割合＋1%」のいずれか低い割合を適用することとなっています。

・ 納期限の翌日から２月を経過した日以降……年 8.7%

※ 納期限の翌日から２月を経過した日以降の延滞税の割合は、年「14.6%」と「特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合を適用することとなっています。

尚、令和５年中の特例基準割合は、年 1.4%です。

年 会 費 納 入 の ご 案 内

◆口座振替をご利用の方

・4 月 10 日(月)に貴指定口座より年会費の振替をいたします。なお、都合により振替が出来なかった場合は、5 月 10 日(水)に振替及び再振替をいたします。

◆支部による集金について

・支部役員の方々による年会費の集金は、新型コロナウイルス感染防止のため、廃止いたしました。口座振替の手続きがお済でない方は、速やかにお手続きください。

◆郵便振込をご利用の方

・郵便局の振込用紙を順次送付いたします。届きしだい速やかにお振込み下さいますよう、お願いいたします。尚、昨年１月以降、現金によるお振込みの際に手数料が必要になりました。恐れ入りますが、各自ご負担くださいますようお願いいたします。

《お知らせ》会では、口座振替による会費納入をお勧めしています。ご希望の方は事務局までご連絡ください。手続きのための書類をお送りします。